第百八十二条の二中「次に定めるところにより」を「特定共済事業協同組合等にあっては、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者（次号において「当該申請をしようとする者」という。）に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた特定共済事業協同組合等の数

二　当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百八十二条の四において同じ。）に経済産業大臣により公表されている特定共済事業協同組合等（次条及び第百八十二条の五第二項において「全ての特定共済事業協同組合等」という。）の数

第百八十二条の三の見出し中「特定火災共済協同組合等」を「特定共済事業協同組合等」に改め、同条中「特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等」を「特定共済事業協同組合等」に、「すべての特定火災共済協同組合又はすべての特定共済事業協同組合等」を「全ての特定共済事業協同組合等」に改める。

第百八十二条の四中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第百八十二条の五第一項及び第二項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「すべての特定火災共済協同組合又はすべて」を「全て」に改め、同項第三号中「特定火災共済協同組合又は」を削り、同条第三項中「第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の三」を「第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の三」に改め、同項第六号中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、「特定火災共済事業等（同項第五号に規定する特定火災共済事業等をいう。次条第四号、第百八十二条の七、第百八十二条の十第一項第一号及び第百八十二条の十五において同じ。）又は」を削り、「法第六十九条の二第六項第六号」を「同項第六号」に改め、同項第七号中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第百八十二条の六第四号中「特定火災共済事業等又は」を削る。

第百八十二条の七中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、「特定火災共済事業等又は」及び「（法第九条の七の三第二項第一号に規定する利用者をいう。第百八十二条の十第一項、第百八十二条の十一第一項及び第三項第三号並びに第百八十二条の十二第一項において同じ。）」を削る。

第百八十二条の八及び第百八十二条の九中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第百八十二条の十第一項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、同項第一号中「特定火災共済事業等関連苦情（特定火災共済事業等に関する苦情をいう。）又は」を削り、「（次条第三項第三号において「共済事業等関連苦情」という。）」を「次条第三項第三号において同じ。」に改める。

第百八十二条の十一第一項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、同項第四号中「特定火災共済事業等関連紛争（特定火災共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）又は」及び「（特定共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）（次条において「共済事業等関連紛争」という。）」を削り、同条第二項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、同項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改め、同条第三項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、同項第三号中「共済事業等関連苦情」を「特定共済事業等関連苦情」に改める。

第百八十二条の十二の見出し及び同条中「共済事業等関連紛争」を「特定共済事業等関連紛争」に改め、同条中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第百八十二条の十三第二項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第百八十二条の十四中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、「特定火災共済協同組合又は」を削る。

第百八十二条の十五第一項中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改め、同項第六号中「指定特定火災共済事業等紛争解決機関（法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。）にあっては、特定火災共済事業等に係る紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいい、」及び「（同条第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。）」を削る。

第百八十八条中「火災共済協同組合等」を「火災等共済組合等」に改める。

第百九十条中「並びに法第六十九条の四第一項及び第二項」を「、法第六十九条の四」に、「証票並びに」を「証票及び」に改める。

第百九十八条第一項第四号中「火災共済協同組合等」を「火災等共済組合等」に改め、同項第五号中「法第六十九条の二第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合若しくは同項第三号に規定する」を削る。

第二百条中「火災共済協同組合等」を「火災等共済組合等」に改め、同条第二項中「法第二十七条の二第一項」を「法第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第八項において準用する場合を含む。）、第九条の七の二第一項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項」に改める。

第二百一条中「第十三条」の下に「、第十四条の二、第十四条の四」を加える。

様式第五の次に次の二様式を加える。

様式第５の２

年　月　日

・・・・・・大臣
・・・・・・局長　殿
・・・・・・都道府県知事

組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名　㊞

中小企業等協同組合火災共済事業認可申請書

中小企業等協同組合法（第９条の９第５項において準用する同法）第９条の７の２第１項の規定により中小企業等協同組合の火災共済事業の認可を受けたいので、別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。

様式第５の３

年　月　日

・・・・・・大臣
・・・・・・局長　殿
・・・・・・都道府県知事

組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名　㊞

中小企業等協同組合火災共済規程変更認可申請書

中小企業等協同組合法（第９条の９第５項において準用する同法）第９条の７の２第５項の規定により中小企業等協同組合の火災共済規程変更の認可を受けたいので、別紙の変更理由書その他の必要書類を添えて申請します。

様式第四十三中「特定火災共済協同組合（特定共済事業協同組合等）」を「特定共済事業協同組合等」に改める。

附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。